会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案に対する意見

平成30年4月1日 一般社団法人 監査懇話会

本年2月28日に意見募集に付された「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案」(以下「本中間試案」という。)に対して、監査役、監査委員及び監査等委員(以下「監査役等」という。)並びに同経験者で構成する「一般社団法人監査懇話会」として、以下のとおり「意見」を申し述べます。

1. 第1部 第1 株主総会資料の電子提供制度

【意見】

株主総会資料の電子提供制度の創設自体に反対しないが、現行法の「ウェブ開示によるみなし提供制度」における除外規定(会社法施行規則第94条第1項第5号・第133条第3項第2号)を踏まえ、次の3項目は、新たな電子提供制度においても監査役等が異議を述べた場合は、電子提供に加え文書としても株主に交付しなければならない特則を設けるべきである。

- (1) 監査役会(監査等委員会・監査委員会を含む。) 監査報告に、異なる意見が付記されている場合における監査報告。
- (2) 監査役又は監査等委員会が、株主総会に提出される議案・書類等が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときに、株主総会参考書類に記載すべき報告の内容の概要。
- (3) 監査役又は監査等委員である取締役の選任・解任・辞任について、意見がある場合 に株主総会参考書類に記載すべき意見の概要。

- (1)現行法では、事業報告及び計算書類に係る監査報告は「ウェブ開示によるみなし提供」 とすることはできない。また、上記の【意見】(2)及び(3)の記載事項は、監査役 又は監査等委員会が異議を述べた場合には、「ウェブ開示によるみなし提供」事項から 除外され、文書による交付が義務付けられている。
- (2)上記の【意見】に記載した事項はともに株主総会の決議に重要な影響を与える情報であり、これらは主に取締役の職務の執行に不正の行為又は法令違反若しくは著しい不当な事項がある場合、監査役等が誠実かつ真摯に職務を行った結果、どうしても株主に理解・認識して欲しいとの思いで監査報告に付記又は株主総会参考書類へ記載するに至った監査職務の結晶ともいえるものである。特に、監査報告への付記は他の監査役等と異なる意見を持つに至った誠実かつ勇気ある監査役等がどうしても株主に伝えたいとする内容である。

(3)新たな電子提供制度においても、監査役等が異議を述べた場合は、電子提供に加え、文書による提供もしなければならないとの特則を設けることにより、より多くの株主に監査報告や監査役等の意見が認識される可能性が高まり、株主総会での審議・決議がより公正かつ透明なものとなる。

2. 第2部 第1 取締役等への適切なインセンティブの付与

1 取締役の報酬等

(1)取締役の報酬等の内容に関わる決定に関する方針

【意見】

賛成である。

【理由】

上場会社においては、コーポレートガバナンス・コードを踏まえて各社工夫して情報開示を行っており、取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針の開示は、企業の透明性を向上させる観点からも妥当と考える。

(2)金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

【意見】

賛成である。

【理由】

指名委員会等設置会社以外の株式会社においては、当該株式会社の新株予約権(これらの 取得に要する資金に充てるための金銭を含む)を報酬とする場合に定款又は株主総会の決 議によって定めなければならない事項を定めるものであり、そのことは現行法上明らかで ない。その具体的内容を明らかにすることは必要である。

(3)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任

【意見】

A 案に賛成である

【理由】

取締役の個人別の報酬等の額が明らかになることを避けるなどの理由により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を委任された取締役会がその決定を代表取締役に再一任することが実務上されているため、公開会社においては、企業の健全性、透明性の観点からも株主総会の決議を必要とする考え方に賛成する。

また、公開会社と非公開会社を分けてできる規定としており、中小企業にも配慮したものとなっていると考える。

(5)情報開示の充実

【意見】

賛成である。

【理由】

公開会社における会社役員の報酬等に関する事業報告による情報開示の充実の観点から賛成である。

なお、金融商品取引法に基づく有価証券報告書においても役員の報酬等の開示を求められており、個人別の報酬等の額の開示を含め事業報告と有価証券報告書との開示内容の整合性をとるように検討すべきと考える。

3. 第2部 第1 取締役等への適切なインセンティブの付与

2 会社補償

【意見】

会社補償に関して新たな規定を設けること、及び補償の範囲には賛成である。しかし、補償契約の内容の決定手続きについては、株主総会(取締役会設置会社にあっては、取締役会)の決議に加えて、議案を取締役会に提出する場合には、各監査役等の同意を得なければならないものとすべきである。

【理由】

- (1) 優秀な人材を確保するとともに、過度にリスクを回避することがないように役員等に対し適切なインセンティブを付与するための手段として、会社補償は有用である。その一方で、構造的な利益相反性があり、会社補償が許容される範囲によっては、役員等の職務の適正性が損なわれたり、役員の責任や刑罰等を定める規定の趣旨が損なわれたりするおそれがあり、会社補償が許容される場合を明確にすることは必要である。
- (2) 構造的な利益相反性への対応として、補償の範囲を①防御費用は相当と認められる範囲に限り、②賠償金は会社への賠償金は除外し、第三者への賠償金は善意無重過失に限ること、また開示規制として公開会社では、補償契約の相手方及び補償契約の内容の概要を事業報告で開示することは適切と考えられる。
- (3) 責任免除契約との類似性を勘案すると、手続き規制としては、補償契約の内容の決定における株主総会の決議(取締役会の決議)に加え、各監査役等の同意を得なければならないものとすることが適切である。

4. 第2部 第1 取締役等への適切なインセンティブの付与

3 役員等賠償責任保険契約

【意見】

株式会社が役員等のためにいわゆる会社役員賠償責任保険(D&O保険)に加入するための手続等について新たな規定を設けることには賛成である。しかし、役員等賠償責任保険の保険料の全額を会社が負担する場合は、株主総会(取締役会設置会社にあっては、取締役会)の決議に加えて、議案を取締役会に提出する場合には、各監査役等の同意を得なけ

ればならないものとすべきである。

【理由】

- (1) 会社補償と同様に、D&O保険は役員等として優秀な人材を確保するとともに、過度 にリスクを回避することがないように、適切なインセンティブを付与するための手段 として有用である。その一方で、構造的な利益相反性の問題があり、保険契約の内容 によっては、役員の職務の適正性等が損なわれるおそれがある。特に、取締役の株式 会社に対する損害賠償責任を填補対象とするD&O保険は利益相反性が顕著であると 思われる。
- (2) そこで、会社法にD&O保険に関する規律を設け、株式会社がD&O保険契約を締結するために必要な手続等を明確にすることは必要と考える。手続き・開示規制として、D&O保険契約の契約内容の決定は株主総会の決議(取締役会の決議)によること、公開会社では、D&O保険契約の被保険者及び内容の概要を事業報告の内容とすることは適切である。
- (3) 役員が株主代表訴訟で敗訴した場合に損害の塡補を受けるための特約については、従来役員個人が保険料を負担するのが一般的であった。利益相反性の強さを勘案すると、もしこれを含めて全額株式会社が負担する場合は、追加的な手続きが必要と考える。その場合は、会社補償契約と同様に、株主総会の決議(取締役会の決議)に加え、各監査役等の同意を得なければならないものとすることが適切である。

5. 第2部 第2 社外取締役の活用等

1 業務執行の社外取締役への委託

【意見】

- ①議案を取締役会に提出する場合には各監査役等の同意を得なければならないものとす べきである。
- ②業務執行を委託することのできる社外取締役は監査等委員と監査委員を除くべきである。

- (1) 「業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務については、この限りでないものとする」とあるが、業務執行取締役、例えば代表取締役の意向の下に執行されることは容易に想像できるところであり、また、指揮命令を受けているかどうかは大変に判別が難しいため、なし崩し的に、委託業務が拡大するとともに実質的な指揮命令下で業務がなされるおそれがある。
- (2) 社外取締役の本来の業務は、業務執行の監督であり、社外取締役への業務執行の委託 は極めて厳格に運営されるべきである。社外取締役への業務執行の委託が厳格に行われることを担保する措置として、議案を提出する場合、監査役等の同意が必要とすべ

きである。

- (3) また、監査等委員又は監査委員に選任された社外取締役が業務執行した場合は、自己 監査になるため、委託の対象者から除くべきである。
- 6. 第2部 第2 社外取締役の活用等
- 2. 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任

【意見】

[B案]に賛成である。

- (1) 本来、このA案の提案の背景にあったものは、①重要性が低い事項が取締役会の決議事項として上程される懸念があり、委任によって機動的な業務執行の決定を可能にしたいということと、②個々の決議よりも経営方針の策定や経営者の成績評価を通して監督していくというモニタリング・システムを志向するものであったと理解している。上記①に関しては、実際の会社の処方としては、取締役会の付議事項の条件見直しを行い、決議事項の数量を減少させる工夫を行っていることが一般的である。 ②に関しても、委任の必要性があるならば、それが可能である監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社を機関設計として選択することが最も自然である。
- (2) 委員会型に移行することなく、監査役設置会社のままで、モニタリング・システムを 志向したいという会社があるように言われているが、実際面では、CGコードへの対 応などを契機に、社外取締役を複数選任して、任意の指名委員会や報酬委員会等を設 置し、本来の業務執行の決定を通じた経営の監督と共に、経営陣幹部・取締役の指名・ 報酬などに係る取締役会の監督機能を強化するための先進的工夫を既に実行している 会社が多く存在している。監査役設置会社の取締役会による経営の監督機能の実効性 の向上策としてはこのような方式の方が、今回提案のA案よりも現実的と思われる。
- (3) 今回提案の、社外取締役が過半数であること等の要件の下での重要な業務執行の決定の取締役への委任は、結局、取締役会の開催頻度の減少となり取締役会の監督機能が低下するのではないかとの懸念がある。また社外取締役の各種重要会議への関与の度合いが薄れ、代表取締役の独裁的な会社運営のおそれがないとは言い切れない。さらに、このような状況においては、監査役の監査に支障をきたすおそれが考えられる。そうした場合、監査等委員会設置会社の選任等・報酬等に対する意見陳述権や指名委員会等設置会社の指名委員会・報酬委員会等の監督機能の法的保障がない監査役設置会社では歯止めが効かないおそれがある。また、組織監査を前提とせず内部監査部門等への指示命令権の法的保障が明確でない監査役監査の場合、監査機能が大きく低下するおそれがある。監査役等で構成する当会としては、大きな懸念を感じる。
- (4) 現在の3種類の機関設計に今回のA案のようなガバナンス・メニューを追加することは、理論上の選択としては考えられるが、現実的には各種実業界の代表が意見陳述さ

れている通り、このようなガバナンス・メニューの追加を希望する声は、ほとんど在 野にはないという事実は無視できない。実務上のニーズがほとんどない中で、会社法 の変更は必要がないと思われる。

7. 第2部 第2 社外取締役の活用等

3. 社外取締役を置くことの義務付け

【意見】

[A案]に賛成である。

- (1) 取締役会による業務執行の監督をいかに機能させるかは、コーポレートガバナンスの 重要な課題である。その中で社外取締役による独立した立場からの適切な監督に期待 が寄せられ、積極的な活用が進められてきた。監査役会設置会社では、複数の社外監 査役に加えて社外取締役が選任されることによって経営の監督が一層有効なものとな る。取締役の職務執行を監査する監査役と業務執行取締役の監督に関わる社外取締役 が、ともに非業務執行役員として積極的な情報交換等により連携することによって、 各々の監査機能と監督機能を高い実効性を持って果たすことが出来る。
- (2) 会社法によって社外取締役の設置が義務づけられることにより、選任された社外取締役は、この規定の重みを十分理解して受諾すると共に、責務の認識も高まり、使命感を持つことになる。複数の会社を兼任する場合についても、その兼任数を責任を持って、合理的な範囲で判断をすることになる。
 - これらのことにより、社外取締役と監査役(会)との連携(情報交換、認識共有を図る)・ 協働(モニタリング、取締役会での意見陳述などの役割分担)においても、実効性が 大いに促進されることが期待される。
- (3) A 案が主に対象とする上場会社に対しては、社外取締役に関する規律付けがすでに進んでいる。会社法では、設置を義務づけてはいないが、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明することが求められており、社外取締役の設置が望ましいとの方向づけは明らかである。CGコードでは、独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべしとしており、また、東証上場規程では、取締役である独立役員を1名以上確保することを明記している。これらの状況を踏まえると、社外取締役の設置はコーポレートガバナンスの基本として推奨されるべきであるとの認識は定着しており、会社法において義務化を明確に規定すべきであると考える。
- (4) 社外取締役の義務化は、監督機能、助言機能の強化や諸外国との比較の観点から、海 外投資家にとって分かりやすい制度と考えられる。
 - さらには、「社外取締役を置いていない場合の理由の開示」など現行の会社法の社外取締役に関する条項は、義務化が出来なかったことから制定されたものであり、これを機に「社外取締役設置の義務化」を明記して、分かりやすくすることが望ましいと考

える。

8. 第3部その他 第3 その他

1 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

【意見】

賛成である。

【理由】

会社法上、取締役等に対する責任追及等の訴えに係る訴訟において会社が和解するために 必要な手続は必ずしも明確ではない。和解は被告となる取締役との関係で利益相反性があ ると考えられることから、訴訟へ補助参加する場合や,取締役及び執行役の責任の一部免 除に関する議案を提出する場合と同様に、各監査役等の同意を得なければならないものと することが適切である。

以上